

業務区域	大分県		
対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 構造計算に係る床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000m²を超える建築物 2. 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物 3. 全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規程において業務の範囲に含まれない建築物、及び全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物 4. 前各号に掲げる建築物を含む一の申請又は通知に係る建築物 		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積 の合計*	大臣認定プログラム 以外による構造計算	大臣認定プログラム による構造計算
	1,000m ² 以内	206,000円	140,000円
	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	272,000円	173,000円
	2,000m ² 超 10,000m ² 以内	305,000円	189,000円
	10,000m ² 超 50,000m ² 以内	404,000円	239,000円
	50,000m ² 超	735,000円	404,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる 事務所	東京(本部) 大阪事務所		